改正後	改正前
おいて準用する第四条、第六条、第七条又は第十二条」と、同条第二項中「第三条第三号、第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条及び前条」とあるのは「第四十一条において準用する第四条、第六条、第七条及び第十二条並びに第三十五条第五号」と読み替えるものとする。	「第四十一条において準用する第四条、第六条、第七条又は第十二条」と、同条第二項中「第三条第三号、第四条、第六条、第七条、第十二条、第十五条及び前条」とあるのは「第四十一条において準用する第四条、第六条、第七条及び第十二条並びに第三十五条第五号」と、第三十二条中「前四節」とあるのは「第四十一条において準用する第四条から第七条まで、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二条まで並びに第三十三条から第三十九条まで」と読み替えるものとする。
（適用除外） **第四十二条**　次の各号に掲げる小型圧力容器で前条において準用する規定（第二十六条を除く。）及び第三十三条から第三十九条までの規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。 一　輸入した小型圧力容器 二　特殊な材料を用いる小型圧力容器 三　特殊な形状の小型圧力容器 四　特殊な工作による小型圧力容器	（新設）
（簡易ボイラー等構造規格の一部改正） **第四条**　簡易ボイラー等構造規格（昭和五十年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。	（傍線部分は改正部分）
（適用除外） **第七条**　次の各号に掲げる簡易ボイラーで第一条及び第三条から第四条の三までの規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。 一　輸入した簡易ボイラー 二　特殊な材料を用いる簡易ボイラー 三　特殊な形状の簡易ボイラー 四　特殊な工作による簡易ボイラー ２　次の各号に掲げる容器で第二条、第三条及び第五条の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が当該規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。 一　輸入した容器 二　特殊な材料を用いる容器 三　特殊な形状の容器 四　特殊な工作による容器	（新設）
附　則 （適用期日） １　この告示は、令和八年四月一日から適用する。 （経過措置） ２　この告示の適用の日において、現に製造しているボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器又は現に存するボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器の規格については、第一条中ボイラー構造規格第二条の改正規定（同条の表中日本産業規格Ｇ四三〇三（ステンレス鋼棒）、日本産業規格Ｇ四三〇四（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）及び日本産業規格Ｇ四三〇五（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）並びにこれらと同等以下の機械的性質を有するものの項に係る部分に限る。）、同告示第四十六条の次に一条を加える改正規定並びに同告示第六十九条及び第七十八条の改正規定並びに第二条中圧力容器構造規格第六条、第十条及び第四十七条第一項の改正規定、同告示第四十三条の次に一条を加える改正規定並びに同告示第六十三条に一項を加える改正規定（水圧試験又は気圧試験の圧力の温度補正に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。 ３　前項の規定は、同項に規定するボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器又はその部分がこの告示による改正後のボイラー構造規格又は圧力容器構造規格に適合するに至った後における当該ボイラー、第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器又はその部分については、適用しない。	